

北九州市立地適正化計画【概要版】令和6年3月改定

1 コンパクトなまちづくりの必要性

人口減少下においても、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要です。

また、令和6年3月に新たに策定した「北九州市基本計画・基本構想」では、本市が目指す都市像の実現に向け、充実した都市インフラを生かした魅力的な住環境の整備を推進するとともに、災害に強いコンパクトシティの形成を図ることとしています。

こうした状況を踏まえ、今回、北九州市立地適正化計画（平成28年9月策定）を見直し、今後もコンパクトなまちづくりをより一層推進します。

都市の現状と課題

地域活力の低下

- 人口減少、高齢化、人口密度のさらなる低下

拠点機能の低下

- 拠点である市街地中心部での人口密度の低下
- 未利用地の発生

公共交通の衰退

- 公共交通利用者は平成17年頃まで減少し、横ばい傾向

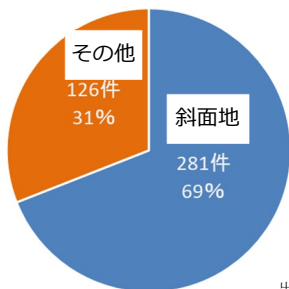
災害に対する不安感の増大

- 斜面地には土砂災害警戒区域も多く、高齢化率も高い

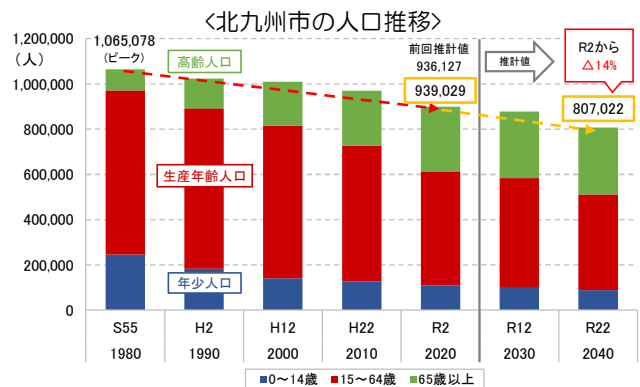
財政への影響

- 公共施設の大規模改修等の将来的な必要額は、近年の財政水準では大幅に不足

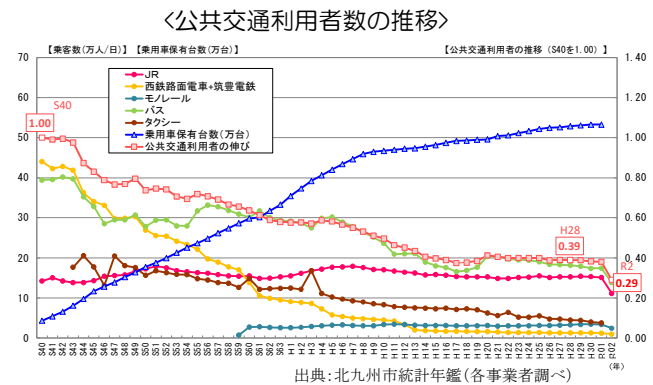
＜平成30年7月豪雨における崖崩れ発生状況＞



出典：北九州市調査

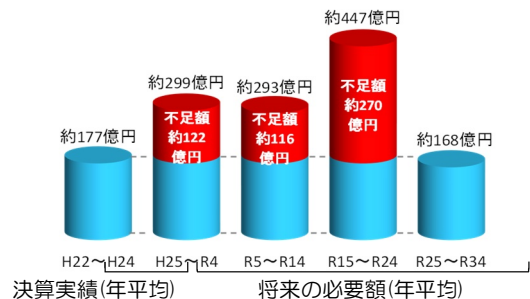


出典：総務省「国勢調査(昭和55年～令和2年)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」



出典：北九州市統計年鑑(各事業者調べ)

＜公共施設の大規模改修・建替え費用＞



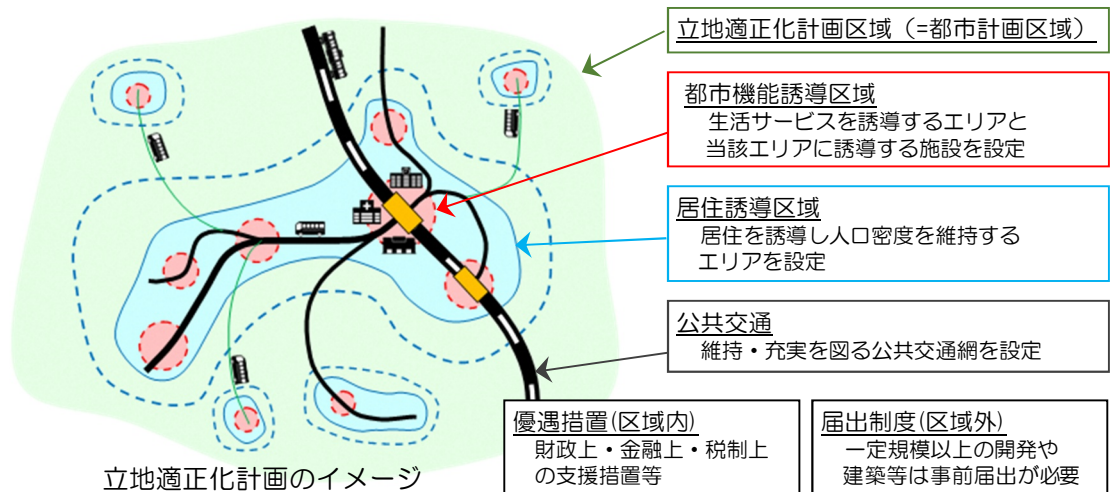
出典：北九州総務企画局 (H25.3)

2 計画策定の背景

(1) 立地適正化計画とは

平成26年8月、国において、急速な人口減少と超高齢化の状況でも、持続可能な都市経営を確保するため、都市のコンパクト化を積極的に推進することとし、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画とは、市町村が、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

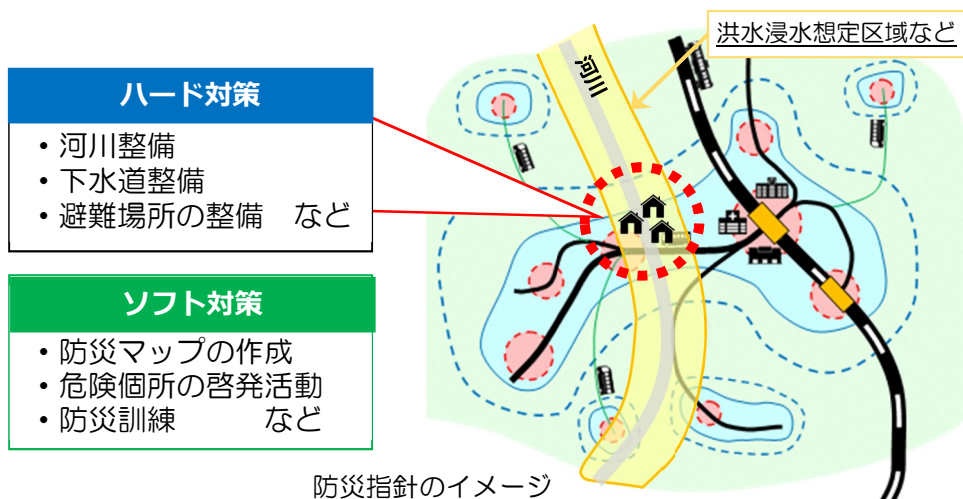


(2) 都市再生特別措置法の改正の動き（防災指針策定の背景）

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このため、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するため、「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。



3 計画の位置づけ等

本市は、平成15年11月に策定した北九州市都市計画マスタープラン（平成30年3月改定）において、街なか居住など都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開してきましたが、コンパクトなまちづくりをより一層推進するため、平成28年9月に「北九州市立地適正化計画」を策定しています。

(1) 位置づけ

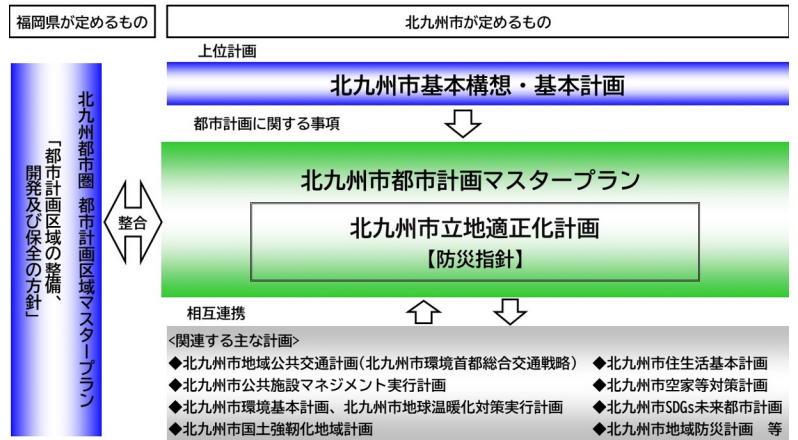
本市の基本構想等まちづくりに関する多様な分野の計画と連携しています。

(2) 対象区域

都市計画区域（市域のうち島しよを除く）とします。

(3) 目標年次

令和22年（2040年）とします。



立地適正化計画の位置づけ

4 北九州市の目指すべき都市像

(1) 北九州市基本構想・基本計画

目指す都市像：つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現する

グローバル挑戦都市・北九州市

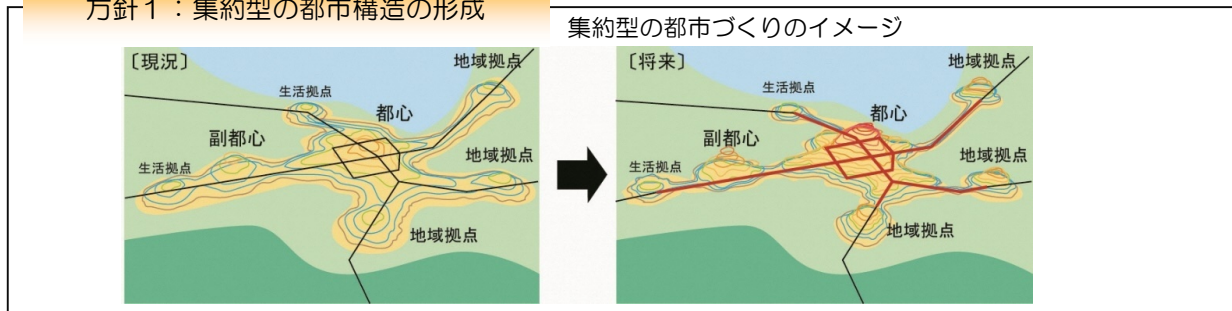
3つの重点戦略：「稼げるまち」の実現 ～人も企業も潜在力を開花できるまち～

「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

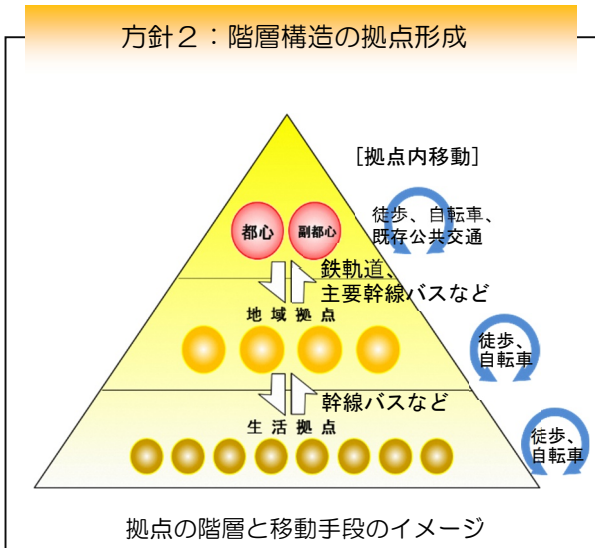
「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

(2) 都市構造形成の基本的な方針

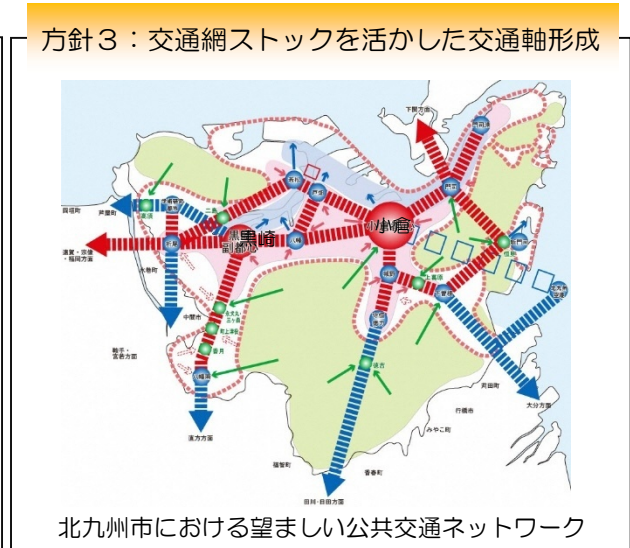
方針1：集約型の都市構造の形成



方針2：階層構造の拠点形成



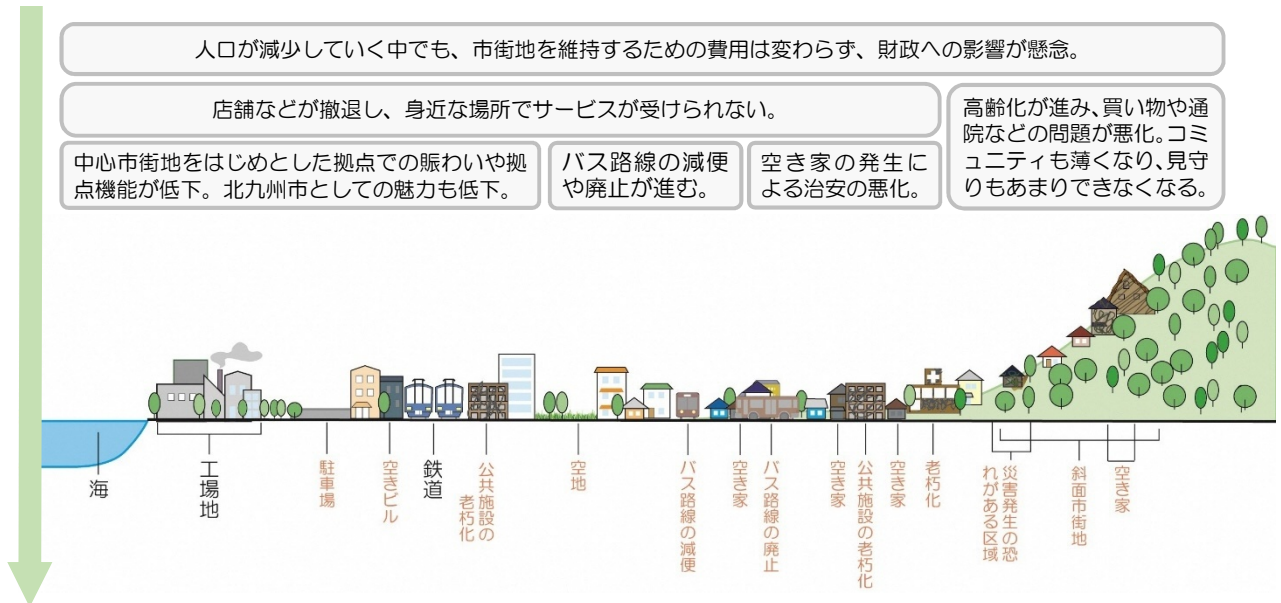
方針3：交通網ストックを活かした交通軸形成



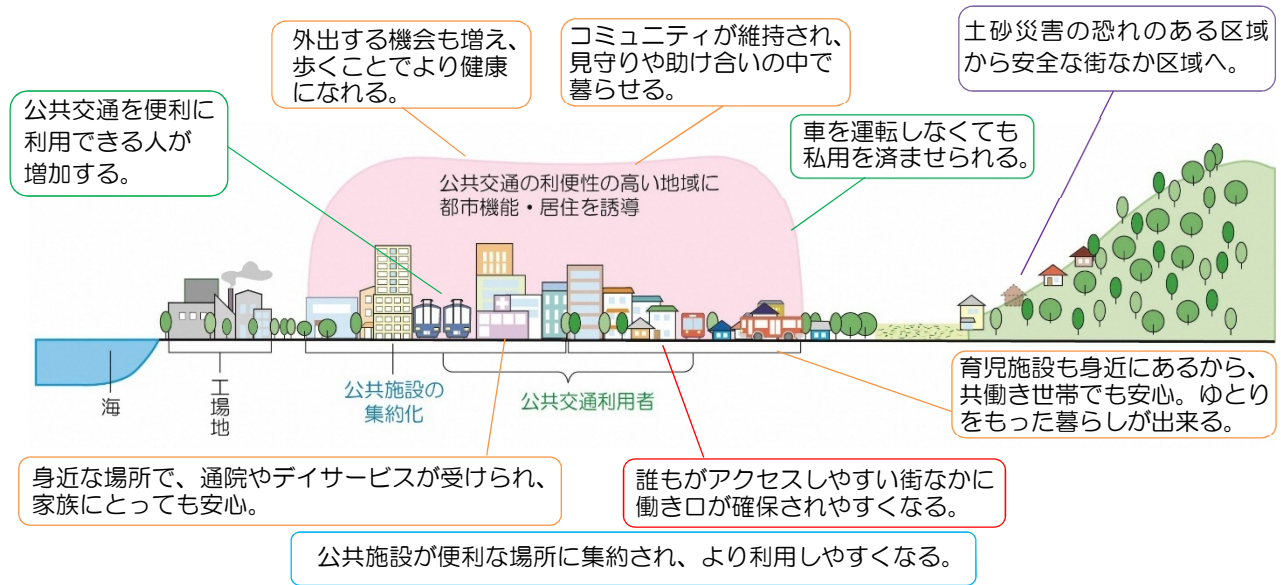
(3) 集約型の都市構造が進むことによる暮らしの変化のイメージ

[街なかのイメージ]

このままいくと25年後は

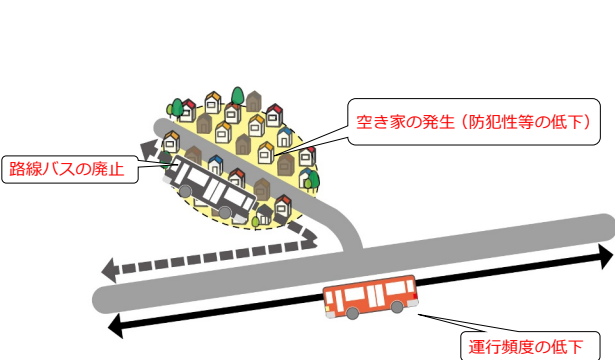


集約型の都市構造形成が進むと

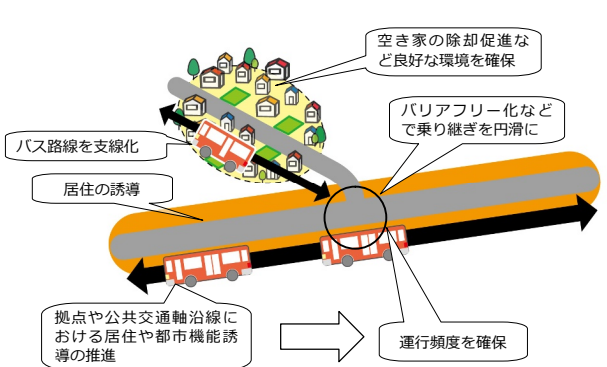


[郊外部のイメージ]

このままいくと25年後は



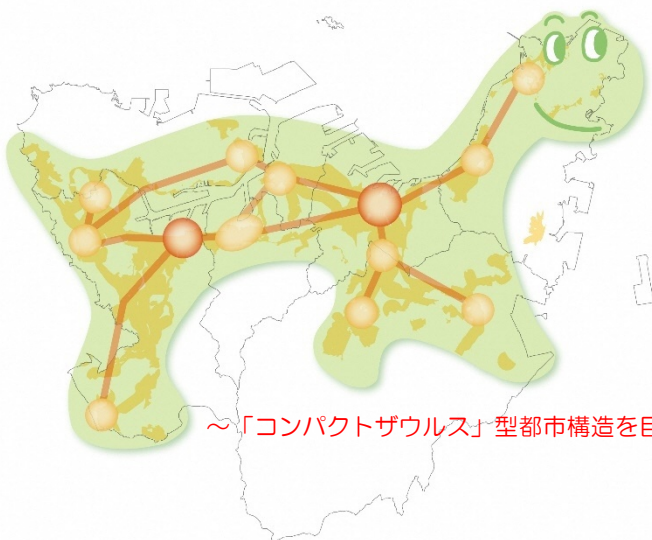
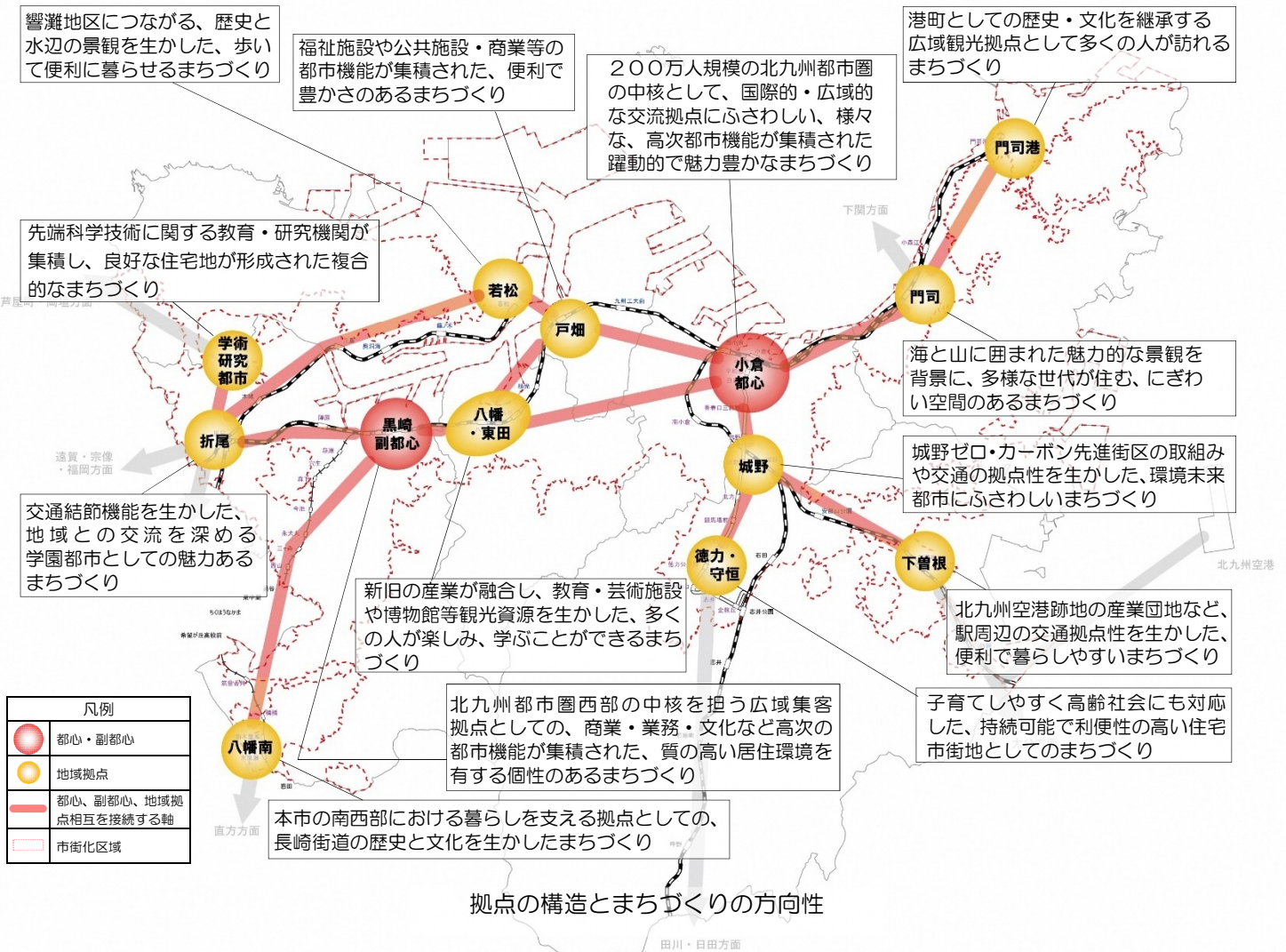
集約型の都市構造形成が進むと



(4) 都市空間形成の方向性(将来都市構造)

本市は、これまで、北九州市都市計画マスタープランにおいて、「街なか」の重点化や「拠点地区」における都市機能の強化を都市づくりの基本としてきましたが、今後とも、これら「街なか」の「拠点」を重視する考え方を継続することとします。

本市の目指すべき都市像を描くと、下図のとおり、都心・副都心、地域拠点とこれらをつなぐ軸を骨格とする都市構造となります。



～「コンパクトザウルス」型都市構造を目指して～

コンパクトザウルス

北九州市の拠点とこれらをつなぐ軸を骨格とする、都市構造型キャラクター。子供たちをはじめ多くの人に、コンパクトなまちづくりに関心を持ってもらうため、現れました。街なか出身。

5 都市機能誘導区域及び誘導施設、居住誘導区域

集約型都市構造の形成に向け、拠点への高次の都市機能、「街なか」への居住を誘導するため、「都市機能誘導区域」と「誘導施設」、「居住誘導区域」を定めます。

都市機能誘導区域と誘導施設

- 都市機能誘導区域は、医療・商業等の都市機能を拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの市民への効率的な提供を図る区域です。
- 都心・副都心、地域拠点として位置づけた拠点の中から、都市機能誘導区域を設定します。

◆区域・誘導施設設定の基本的考え方

- 都市機能誘導区域は、地域拠点のうち12地区において設定します。
- 区域設定においては、北九州都市圏都市計画区域マスタープラン(福岡県策定)等との整合を図り、市の関連プロジェクトを考慮します。
- 誘導施設は、高次の都市機能を誘導するものとして、北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける大規模集客施設と同じ施設とすることを基本とします。

地区名	誘導施設
小倉都心	商業施設等： 商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等不特定多数の人が利用する施設であり、施設の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
黒崎副都心	
門司港	
門司	
城野	
徳力・守恒	公共施設： 国県市の拠点施設 (庁舎、区役所、基幹図書館)
下曽根	
若松	
八幡・東田	病院： 病床数200床を超えるもの
折尾	
戸畑	大学等： 学生数が500名を超えるもの
学術研究都市	

居住誘導区域

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。
- 「街なか」の区域として、居住誘導区域に「含む区域」(STEP 1)から、「含まない区域」(STEP 2)を除いた区域を、適切な目標値(STEP 3)を定めた上で、設定します。

◆区域設定の基本的考え方

STEP 1：居住誘導区域に「含む区域」

- 都市機能誘導区域
- 公共交通利用圏
 - ・鉄軌道駅半径500m圏、バス路線(※主要幹線・幹線軸に係るもの)沿線300m圏(高台地区は100m圏)
- 良好な居住環境が形成・保全される区域
 - ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、又は開発許可による開発・整備区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

STEP 2：居住誘導区域に「含まない区域」

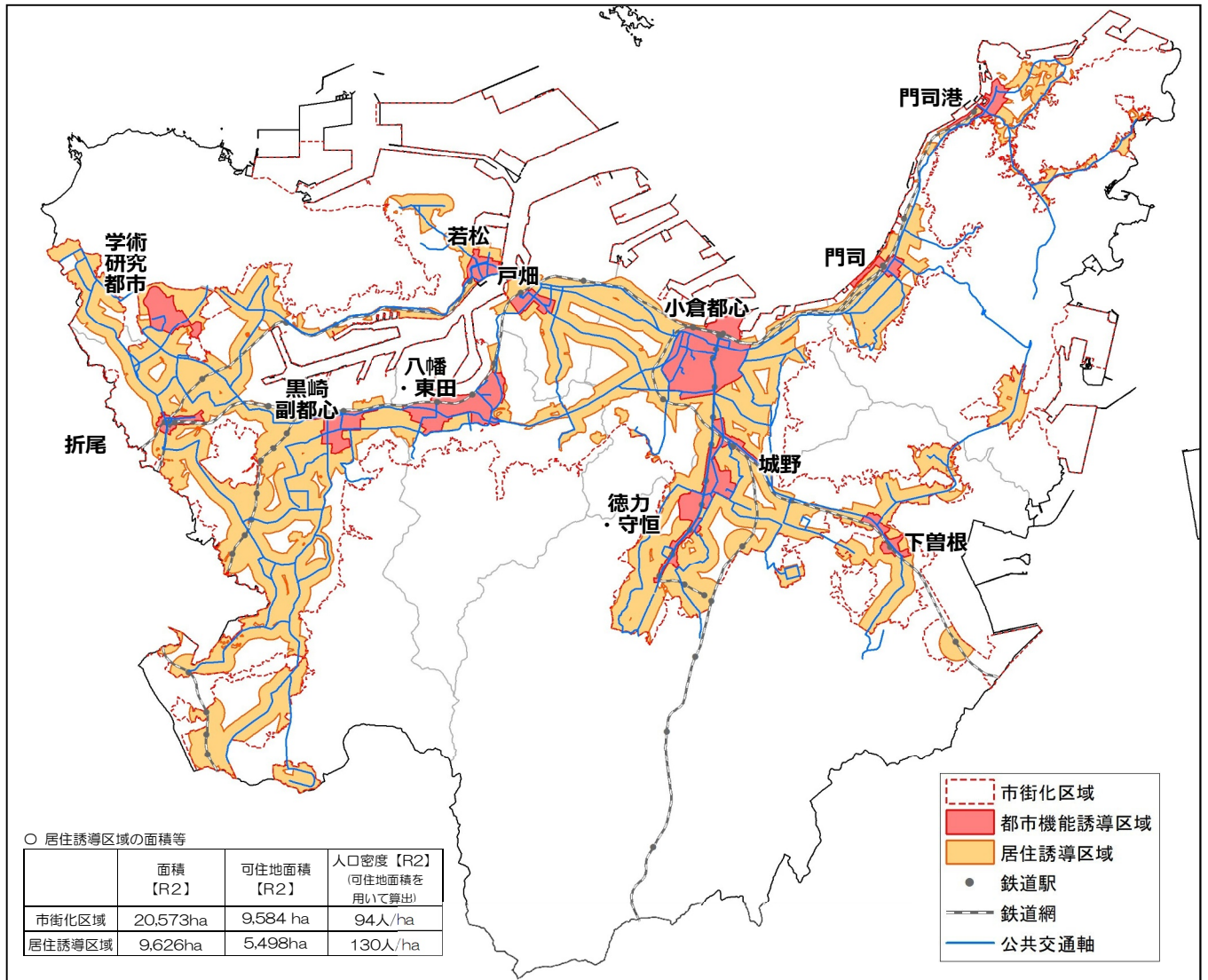
- 市街化調整区域など
- 災害発生の恐れのある区域
 - ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域など
- 法令・条例により住宅の建築が制限されている区域
 - ・工業専用地域など
- 宅地造成工事規制区域
(「良好な居住環境が形成・保全される区域」は除く)
- 工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域

STEP 3：目標値の設定

- 「街なか」になるべく多くの人々がまとまって住むことが、地域の活力の維持・向上や公共交通の維持に資することから、居住誘導区域内の人口密度を指標として目標値を設定します。

※主要幹線軸：概ね10分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸
幹線軸：概ね30分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸

＜都市機能誘導区域と居住誘導区域＞



6 目標値

集約型都市構造の実現を図るための指標と将来の目標値を設定します。

○ 将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

評価指標	計画策定時	トレンド値※1	目標値
	平成22年 (2010年)	令和22年 (2040年)	
居住誘導区域における人口密度	130 人/ha	108 人/ha	120 人/ha

※1 現状のまま進行した場合

○ 誰でも安心して移動できるまちの実現

評価指標	現況値	目標値	
	令和元年 (2019年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
人口10万人あたりの交通利用者数※2	3.8万人/10万人	3.8万人/10万人維持	3.8万人/10万人維持

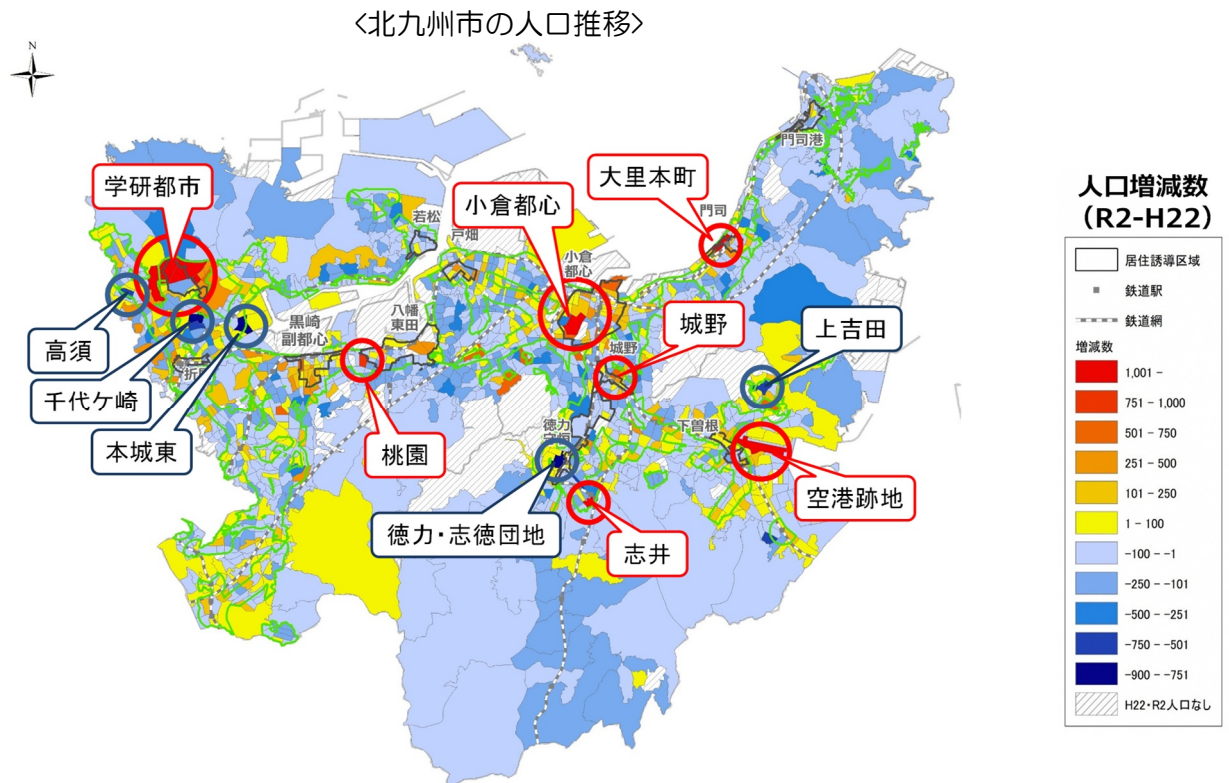
※2 相互連携を図る北九州市地域公共交通計画の目標が新たに設定されたことに伴い、連携を強化するため、本計画の目標値についても、同一の指標数値に再設定します。

7 これまでの取り組み状況

(1) 居住誘導状況

人口増加エリアの小倉都心部では、都市機能の更新、良好な都市環境が整備され、民間のマンション開発も活発です。また、小倉南区では、交通利便性の高いモノレール駅に隣接して民間マンションが開発されています。土地区画整理事業を実施した学術研究都市、大里本町、城野地区では人口が大幅に増加しています。

一方、八幡西区、小倉南区の一部地域では、昭和40～50年代に整備された公営団地が多く立地し、高齢化の進行も市の平均に比べ高い傾向にあり、人口が大きく減少しています。



(2) 人口増減（平成22年, 令和2年比較）

市全体の人口が減少する中でも、都市機能誘導区域の人口は約1.6万人増加（+14.2%）しています。また、居住誘導区域内の人口は、約1千人減少（▲0.2%）となっていますが、都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内では、市全体の減少率（▲3.9%）と比較すると低く抑えられているものの、約1.7万人減少（▲2.9%）となっています。

こうした状況から、居住誘導区域では、公共交通や生活利便施設を維持するため、より一層の居住誘導を図っていく必要があります。

	H22	R2	人口比率	増減数	増減率
市街化区域	938,196	902,930	96%	▲35,266	▲3.8%
居住誘導区域内	715,933	714,799	76%	▲1,133	▲0.2%
うち都市機能誘導区域内	114,565	130,813	14%	16,248	14.2%
うち都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内	601,368	583,986	62%	▲17,382	▲2.9%
居住誘導区域外	222,263	188,131	20%	▲34,133	▲15.4%
市街化調整区域	38,650	36,099	4%	▲2,551	▲6.6%
合計	976,846	939,029	100%	▲37,817	▲3.9%

出典：総務省「令和2年国勢調査」

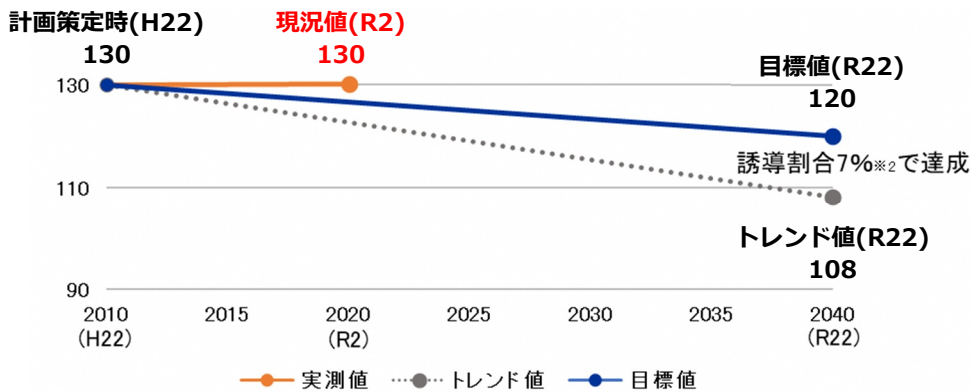
(3) 現状の達成状況

①将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

評価指標	数値目標			
	計画策定時	現況値	※1トレンド値	目標値
居住誘導区域内における人口密度	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)	令和22年 (2040年)	
	130 人/h a (72万人)	130 人/h a (71万人)	108 人/h a (60万人)	120 人/h a (67万人)
市全体	(97万人)	(93万人)	(78万人)	

※1 トレンド値：現状の動向のまま進行した場合。

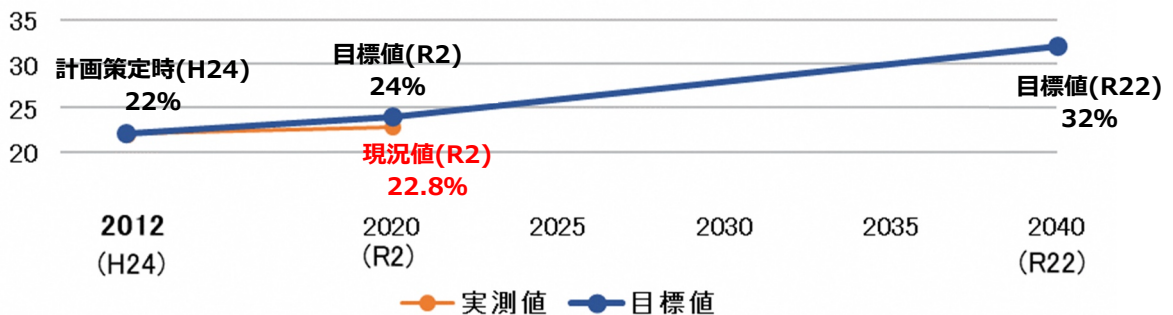
※2 誘導割合7%：5年毎の居住誘導区域外から内への転入者の数の居住誘導区域外の人口に対する割合。



現在、居住誘導区域内の人口密度は130人/haであり、横ばいに推移しています。平成22年度の前回値から横ばいで推移し、目標線・トレンド線を上回っています。

②誰もが安心して移動できるまちづくりの実現

評価指標	数値目標			
	(計画策定時)	(現況値)	(目標値)	
公共交通機関(JR、モルレル、筑豊電鉄、バス)の利用者の、公共交通機関と自動車の利用者の合計に対する割合	平成24年 (2012年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和22年 (2040年)
	22%	22.8%	24%	32%



平成29年実施のパーソントリップ調査の結果では22.8%であり、目標線より低い状態にはあるものの、計画策定時（平成24年）22%より上昇傾向となっています。

8 計画遂行に向けた取り組み

都市機能や居住の誘導を図るため、都市全体の観点から、まちづくりに関わる分野が連携して、以下の施策等を総合的に展開していきます。

都市機能誘導区域で講じる施策（取組施策：10件）

- 方向性1 街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約（都心・副都心、地域拠点における都市機能の整備など）
- 方向性2 選択と集中の観点からの公共施設の再構築（公共施設マネジメントモデルプロジェクトなど）

◆強化するポイント：民地開発の誘導を重点的に図るため、各種規制緩和などを検討

居住誘導区域で講じる施策（取組施策：53件）

- 方向性1 街なか活性化に寄与する住まいづくり（街なかに住みたいと思う転入者を応援する仕組みづくりなど）
- 方向性2 まちづくりと一体となった住まいづくり（街なかにおける住宅市街地の整備など）
- 方向性3 総合的な住み替え施策の推進（中古住宅や空き家などの流通促進など）
- 方向性4 都心・副都心、地域拠点の活性化（交流人口増の取り組みなど）

◆強化するポイント：居住誘導を促進するため、新たな支援策の検討や街なかストックを活用した住宅開発を推進

居住誘導区域外の対応（取組施策：11件）

- 方向性1 居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保（おでかけ交通の充実など）
- 方向性2 地域活力の維持・向上（地域活性化のためのまちづくり活動や地域課題解決の支援など）

公共交通の確保策

地域公共交通計画で取り組む交通施策（30施策）と、その中の柱となる重点施策（7施策）
（公共交通幹線軸の強化、異なる事業者間の連携強化、おでかけ交通の充実、都市計画道路等の整備など）

◆強化するポイント：持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実など環境にやさしく安心して移動できるまちを目指す

国等の支援制度

金融上、税制上、財政上の支援制度の活用が図られるよう周知

◆誘導施策の取組体系

		北九州市等が行う施策	その他国等が行う施策
居住誘導区域	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域で講じる施策 方向性1 街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約 方向性2 選択と集中の観点からの公共施設の再構築	国等の支援制度 (1) 金融上の支援制度 (2) 税制上の支援制度 (3) 財政上の支援制度
	居住誘導区域	居住誘導区域で講じる施策 方向性1 街なか活性化に寄与する住まいづくり 方向性2 まちづくりと一体となった住まいづくり 方向性3 総合的な住み替え施策の推進 方向性4 都心・副都心、地域拠点の活性化	
居住誘導区域外		居住誘導区域外の対応 方向性1 居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保 方向性2 地域活力の維持・向上	

都市機能誘導区域の主な施策

コクラ・クロサキリビテーション

■事業概要：民間開発の誘導と企業誘致の促進を重点的に図るため、補助事業の新設・拡充や各種規制の緩和を行います。

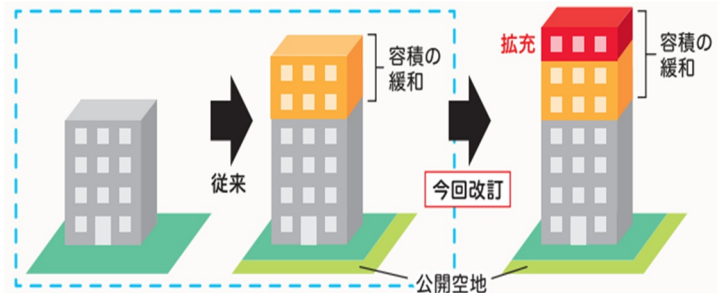
キタキュウ型スクラム再開発補助金

- ◆次世代スマートビル建設促進補助
- ◆市街地再開発事業
- ◆優良建築物等整備事業
- ◆まちなか建替えスタートアップ事業

各種規制の緩和

- ◆容積率の緩和
- ◆駐車場設置要件の緩和
- ◆屋外広告物の規格基準の緩和

■容積率の緩和イメージ（総合設計制度の拡充）



居住誘導区域の主な施策例

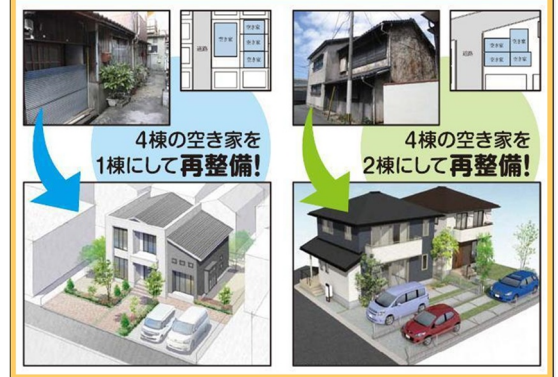
居住誘導支援策の検討

■事業概要：コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度を検討します。

空き家等面的対策推進

■事業概要：市が空き家の所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へと橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進することで、空き家の流通を促進します。

整備例



〈空き家等面的対策推進〉

公共交通確保の主な施策例

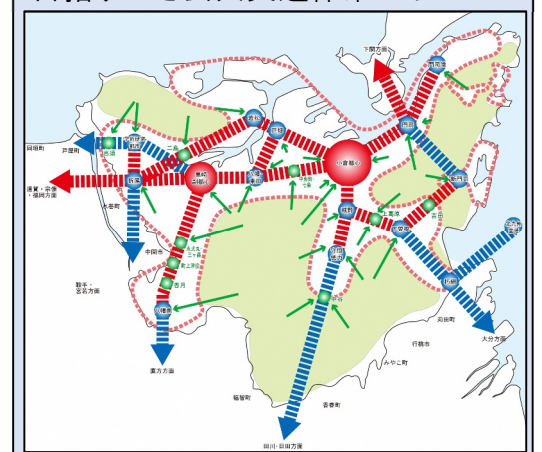
公共交通幹線軸の強化、異なる事業者間の連携強化

■事業概要：コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指すため、市内の拠点間を結ぶ幹線軸の公共交通サービスを強化します。また、利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、異なる事業者間の連携を強化し、利用者の利便性の向上や効率的な運行に取り組みます。

おでかけ交通の充実

■事業概要：一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割のもとで連携してジャンボタクシー等を運行しており、今後もおでかけ交通の充実を図っていきます。

目指すべき公共交通体系のイメージ

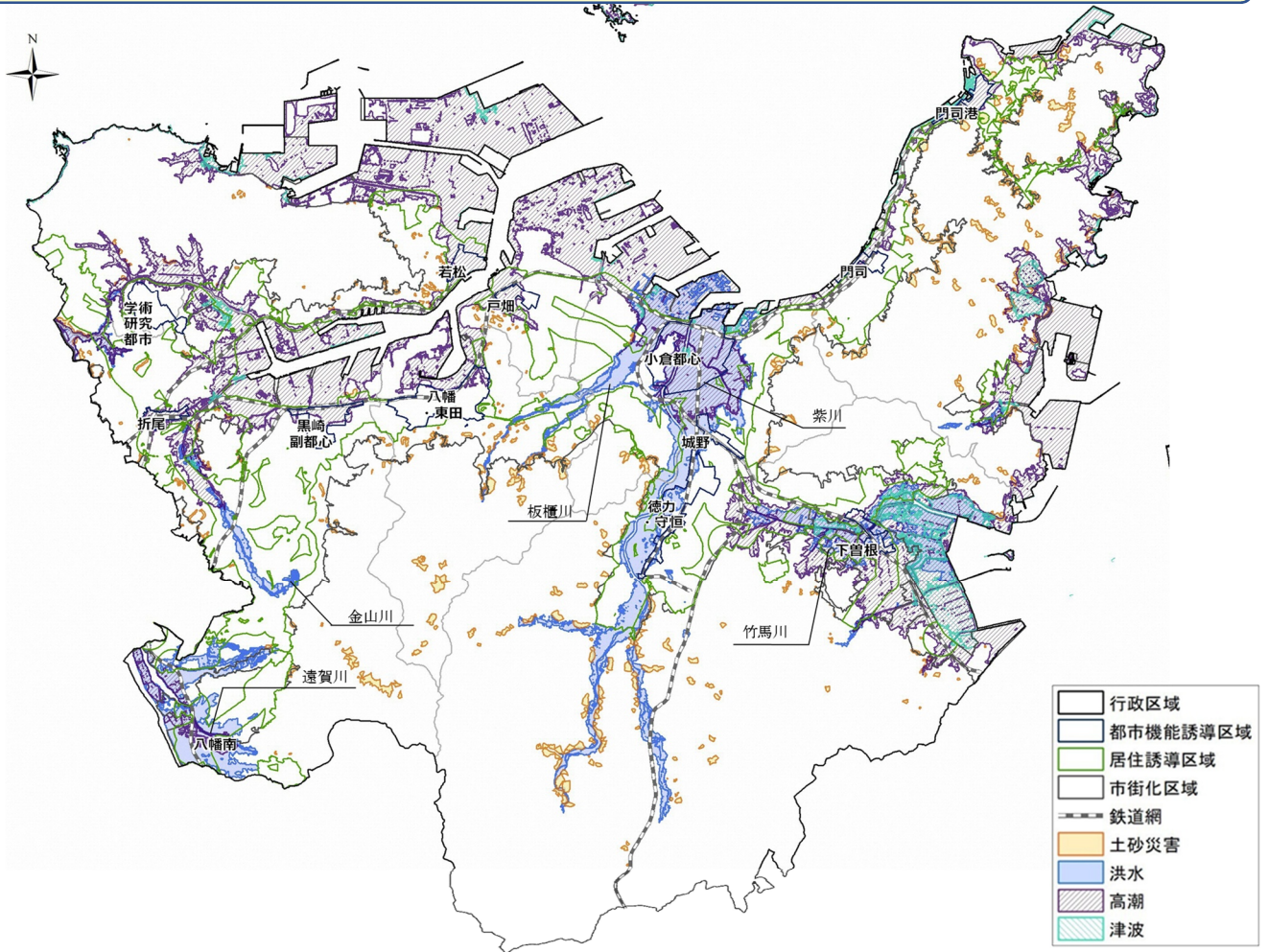


9 防災指針

防災指針とは、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、取組方針に基づく具体的な取組を位置付けます。

◆市内全体の災害リスク(想定最大規模)

居住誘導区域内で想定される津波、洪水、高潮が発生した際に、いずれかの災害に該当する建物は約53,000棟あります。また、居住誘導区域内に約3,300ha（約34%）、都市機能誘導区域内に約710ha（52%）の災害ハザードエリアが広がっています。



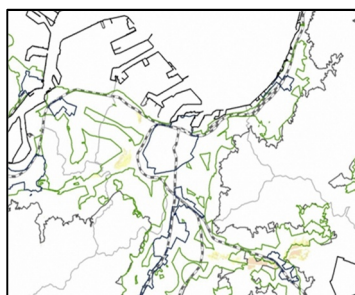
◆想定最大規模の考え方

防災指針では、ハード施策では完全に防ぐことが出来ない想定を超える災害が起きることを踏まえ、想定最大規模によるリスク分析をしています。

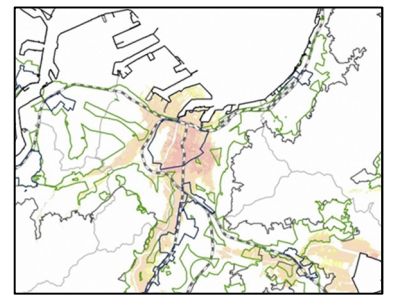
想定最大規模については、平成27年の水防法の改正により、**避難体制等の充実・強化を図るため**、浸水想定区域を想定最大規模(想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域)にて公表することと定められました。

洪水における想定最大規模では、概ね数千年に1回程度の割合で発生する災害規模ではありますが、小倉都心部においても、浸水想定区域が広範囲に分布しています。

〈小倉都心部の洪水浸水想定区域〉



河川整備において基本となる降雨(計画規模)



想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模)

◇洪水における災害規模

【計画規模】

(概ね50～150年に1回程度の割合で発生)

【想定最大規模】

(概ね数千年に1回程度の割合で発生)

◆災害リスクの考え方

想定最大規模の水害ハザード区域は、都市機能誘導区域や居住誘導区域に広範囲に分布しており、それらの区域では既に多くの人口が集積し、都市基盤が整備されています。そうした状況を踏まえ、災害毎に誘導区域等における災害リスクの考え方、災害ハザードエリアの取扱を整理しています。

◇誘導区域等における災害リスクの考え方

1) 土砂災害ハザード

- 地形・地質等の現地状況が箇所毎に異なるため、災害の発生時期・箇所の予測が難しく、災害発生時の人的被害のリスクが懸念されます。
- 本市では過去の災害において、甚大な被害が発生しています。

以上より、災害リスクの回避のため、本計画策定当初から引き続き、土砂災害ハザードエリアを誘導区域から除外します。

2) 水害ハザード（洪水、高潮、津波）

- 都市機能誘導区域や居住誘導区域に集積した多くの都市機能は相互に関連し、また、社会活動も活発に行われているため、誘導区域から除外し、他のエリアに誘導することが現実的に困難な状況です。
- 河川の水位状況や気象情報の予測等から、災害の発生時期や箇所の予測が立てやすいため、災害発生時の人的被害のリスクを低減が可能です。
- ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ります。

以上より、水害ハザードエリアを誘導区域に含みます。

3) 地震災害ハザード

- 本市に影響のある活断層の想定震度分布は、市内全域に災害リスクが存在します。影響の範囲や程度を測地的に定め、誘導区域から除外するのは現実的に困難です。
- ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ります。

以上より、地震災害ハザードエリアを誘導区域に含みます。

◇災害ハザード情報に対する取組方針

分類	本市で対象となる災害ハザード情報	本市の考え方 (居住誘導区域との関係)
土砂	地すべり防止区域	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
	急傾斜地崩壊危険区域	
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	
洪水	洪水浸水想定区域	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
	家屋倒壊等氾濫想定区域	
	浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
高潮	高潮浸水想定区域	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
津波	津波浸水想定区域	
	津波災害警戒区域	
	津波災害特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
地震	本市に影響のある活断層 ※小倉東断層、福智山断層等	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施

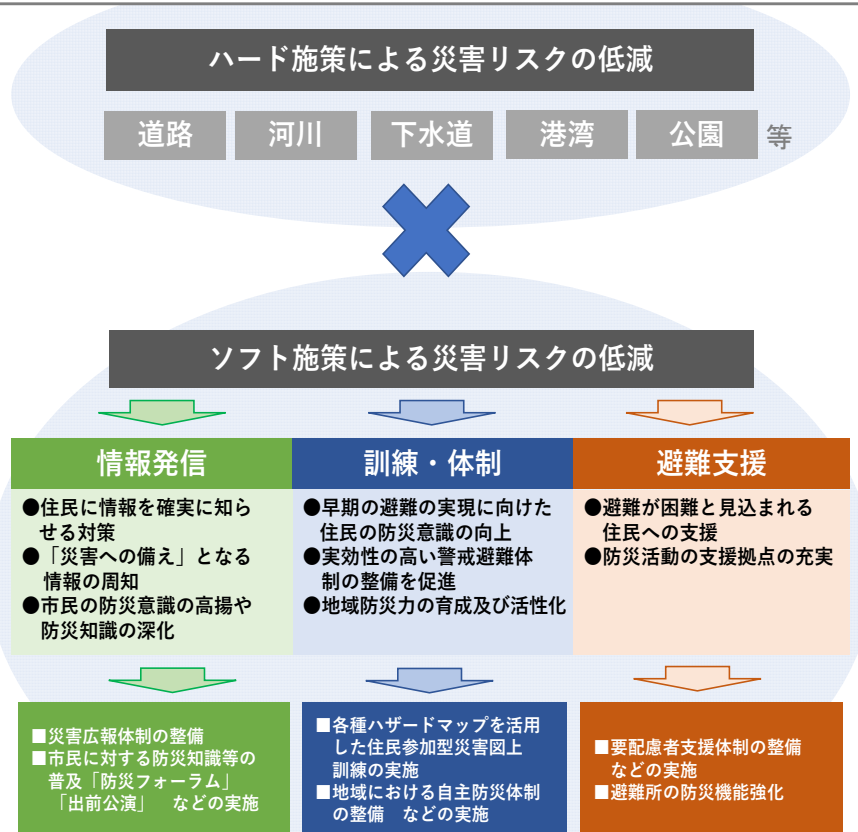
◆取組施策の方針

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを中心に、ハード施策とともに、ソフト施策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。

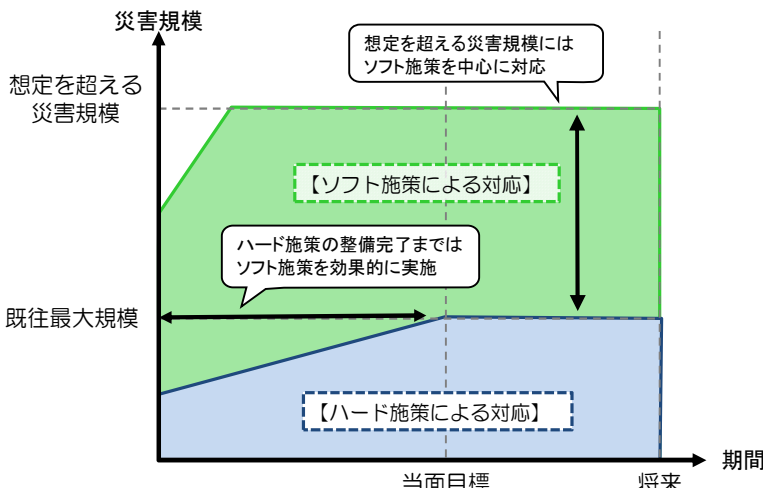
また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組みます。

【取組施策の考え方】

- 「人命の保護」を最大限に図るため、ハード施策と共にソフト施策を重層的に組み合わせた減災対策の実施
- 市・住民・事業者等の多様な主体の協働による総合的な防災対策の実施
- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、居住誘導区域内外に関わらず災害対策を実施



◇災害規模に対する取組施策の対応



【想定を超える災害規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね1000年に1回程度超
高潮	既往最大規模の台風を想定（室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径）、高潮と同時に河川での洪水を考慮、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む
津波	福岡県に襲撃する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、以下のように選定 ・南海トラフの巨大地震・西山断層・対馬海峡東の断層 ・周防灘断層群主部

【既往最大規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね50～150年に1回程度超
高潮	過去に発生した最大規模の高潮
津波	比較的発生頻度の高い津波

※上図はイメージ図です。各種災害や取組により、目標とする災害規模、期間等は異なります。
※災害規模については、今後、気候変動の影響等により変化があることに留意下さい。

◆防災減災の主な取組施策

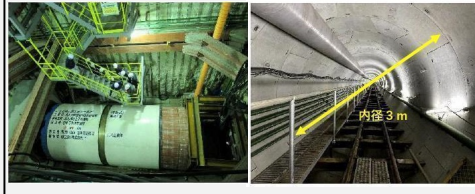
本市の防災指針では、取組施策の考え方に基づき、居住誘導区域内外における災害リスクを低減させるため、必要な防災・減災対策を示し、計画的に実施してきます。以下に示す事業は対策の一例です。

ハード施策（例）（取組施策：35件）



洪水・内水対策

河床の掘削



洪水・内水対策

雨水管等の整備

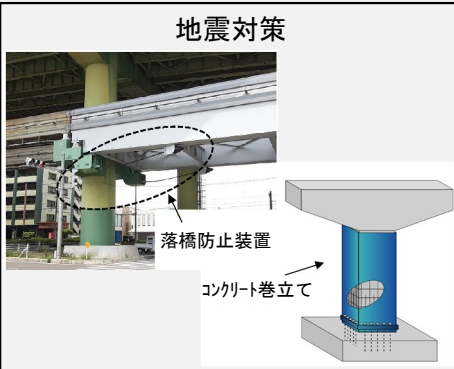


土砂対策

【急傾斜地】

【砂防】

砂防・急傾斜の整備事業イメージ



地震対策

北九州モノレール耐震対策



津波対策

防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）



高潮対策

海岸保全施設の整備事業

ソフト施策（例）（取組施策：54件）

情報発信

防災情報北九州

- 防災に特化したサイト「防災情報北九州」をリニューアルしました。
- ＜リニューアル内容＞
- ・見やすい画面構成
- ・各種災害情報や避難情報の掲載
- ・避難所開設の有無や混雑状況などのリアルタイム情報の提供。



防災情報北九州ホームページ

訓練・体制

住民参加型災害図上訓練（DIG）

- 参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、書き込みを行いながら危険箇所や避難経路などについて議論することで、まちに起こりうる災害像をより具体的にイメージできる訓練です。

DIGとは…「災害(Disaster)」「想像力(Imagination)」「ゲーム(Game)」の頭文字



DIG実施の様子

避難支援

避難行動要支援者避難支援事業

- 自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成
- 平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進



地域による避難支援の仕組みづくり

◆目標値

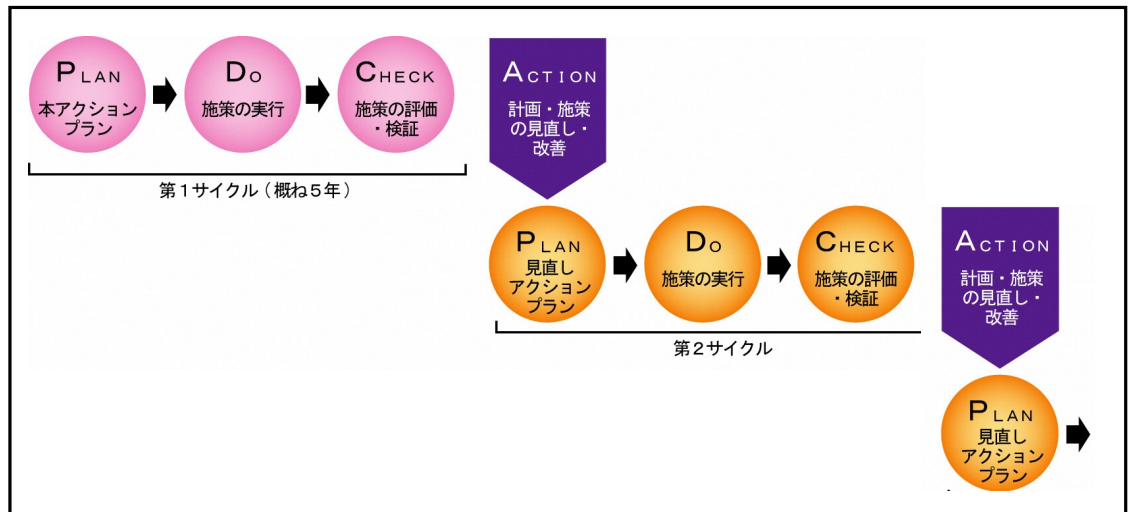
【目標設定の考え方】

土砂災害ハザード区域への移転者が一定数いることを踏まえ、住民のライフスタイルの変化等に合わせた移転の際に、居住誘導区域やより安全な地域への誘導を図ることで、土砂災害ハザード区域への移転人口を抑制していきます

評価指標	土砂災害ハザード区域への移転人口
現状値	2,300人 (平成27年～令和2年の5か年の移転人口) (2015年) (2020年)
数値目標	現状値の50%減 (令和17年～令和22年の5か年の移転人口) (2035年) (2040年)

10 計画の評価

施策・事業の効果を踏まえながら、目指すべき都市像の達成状況を確認するため、概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、施策・事業等の見直しを行っていくこととします。



施策の評価・検証サイクル